



議案第百十号

三朝町管住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町管住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十六年十二月十五日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾六年拾月拾七日 原案可決

三朝町議会議長 名越典由

三朝町条例第 号

三朝町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町営住宅設置及び管理に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表の第一種町営住宅中、昭和三十九年度の項を削り、同表の第二種町営住宅中「昭

和三十九年度 横手 三朝町大字横手字粟谷 木造スレート葺平家建」を「昭和三十

九年度 横手 三朝町大字横手字光東 木造スレート葺平家建」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十六年十月十四日から適用する。